

令和8年度「市民との協働による地域づくり支援補助」の対象事業を募集します。

★「市民との協働による地域づくり支援補助金」

予算額：3,000万円

この補助制度は、市民の方々の自治意識を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するために、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造することを目的としています。

1. 対象事業

次に掲げる事業のうち、効果が一過性のものではなく、将来（原則3年以上）にわたって継続・発展することが可能なもの。

※補助については毎年度選定のため、継続期間中の補助を確約するものではありません。

①地域の社会的な課題に、地域住民や地域の自治組織が主体的に参加して、その解決に取り組む事業。

【事業例】

- ・地域の美化活動事業
- ・地域活性化のためのイベントの事業
- ・観光、文化の振興に資するイベント等の事業
- ・防犯、交通安全に資するイベント等の事業
- ・防災、減災に資する備品整備、イベント等の事業
- ・交通安全施設の整備（カーブミラー、凍結防止剤ボックスの設置）

②市民生活の安全、安心の向上や地域活性化のため、地域が自ら管理を行っている施設等の整備を行う事業。

【事業例】

- ・受益者が複数存在する赤道の整備
- ・地域で管理している観光施設や公園等の整備
- ・集会所施設等の整備のうち、機能向上が伴う整備
(エアコンの新設・増設、照明のLED化、トイレの洋式化等)

※令和8年4月1日以降に着手し、令和9年3月31日までに完了（実績報告含む）できる事業とします。

2. 補助率、補助金額の決定等

地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆様が自ら事業の選定を行い、補助率と補助金の額を決定します。

①補助金額は、事業費×補助率で算出し、最大100万円とします。

補助率は、選定委員会において公共性や優先度等を検討の上、事業毎に決定し、原則として最大80%とします。（ただし、特に地域振興に資する事業と選定委員会が認めるものについてはこの限りではありません。）

※特に地域振興に資する事業とは、次のいずれかの事業とします。

- ア 公益性が高い事業であること。
- イ 地域や地区のシンボリックな地域資源を活用した事業であること。

②集会所施設等の機能向上が伴う整備の補助率は、最大50%とします。

（集会所施設等の整備の補助率は例外なし）

3. 地域区分と予算

予算額 3,000 万円について、各地域に均等割りで 2,400 万円（1 地域 600 万円）を配分し、人口割として 600 万円を令和 8 年 1 月 1 日時点の人口を基準に配分します。

地域名	基本割	人口割	合計
二本松	6,000,000	27,920 人 @ 120.97 ≒ 3,378,000	9,378,000
安達	6,000,000	11,393 人 @ 120.97 ≒ 1,378,000	7,378,000
岩代	6,000,000	5,298 人 @ 120.97 ≒ 641,000	6,641,000
東和	6,000,000	4,986 人 @ 120.97 ≒ 603,000	6,603,000
	24,000,000	49,597 人 @ 120.97 ≒ 6,000,000	30,000,000

4. 補助対象外事業・経費

- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 公序良俗に反する事業
 - (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
例 イベントの景品、ユニフォーム（衣装）、保険代、消耗品等経常経費、例祭に用いる衣装・備品等
 - (4) 飲食経費やふるまい、懇親会に要する経費
 - (5) 地域振興の観点から事業効果が不明瞭と認められる事業
例 申請地域外で行う行事の開催（参加）経費等
 - (6) 地域の振興及び発展の枠を超えた市内全域を対象とするイベント事業
※ただし、地域住民等が主催する事業を地域内で行う場合で、地域外の住民も対象となるものは対象とする。
 - (7) 防災・減災以外の備品等の購入費（原則レンタル等により対応とするが、次年度以降も事業実施する予定がある場合で購入の方が費用体効果が高いと判断できるものは対象とする）
 - (8) 市が管理すべき認定市道の整備や道路管理地内の側溝整備
 - (9) 市が管理すべき公園等施設の整備
 - (10) 集会施設の経年劣化等による修繕
 - (11) 集会施設の備品に関する経費
 - (12) スポーツ少年団に関する経費
 - (13) 謝金等で補助団体に属する者を対象とした経費
 - (14) その他社会通念上、公費の支出がふさわしくない事業、経費
- ※他の補助制度に該当する場合は、その補助を優先してください。（防犯カメラ設置費補助等）

補助対象外経費の例

別表補助対象事業例参照

5. 補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
 - (2) 地域住民主体の地域づくり団体
 - (3) 地域住民主体の特定非営利活動法人
 - (4) 市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体
- ※地域住民が主体とは、構成員や役員の過半数が地域住民等である団体等で主たる活動場所が地域内にある団体を指します。

6. 応募方法

事業を実施したい団体は、事業実施箇所の各支所地域振興課（二本松地域は各住民センター）に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。

（市ウェブサイトの様式等があります。）

7. 事業の公表

補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業の内容・結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞社等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

8. 提出期限

令和8年5月29日（金）までに、ご提出ください。

■問い合わせ先

秘書政策課（総合政策係）	電話	55-5090
安達支所地域振興課	電話	23-9024
岩代支所地域振興課	電話	55-2111
東和支所地域振興課	電話	66-2490